

基礎工事用機械運転資格関係法令

【運転資格】

移動式クレーン運転士免許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法 第六十一条「就業制限」 ・ 労働安全衛生規則 第六十二条「免許を受けることができる者」 ・ 労働安全衛生規則 別表第四「移動式クレーン運転士免許」 ・ クレーン等安全規則「第二百二十九条 「移動式クレーン運転士免許」
車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法 第六十一条「就業制限」 ・ 労働安全衛生規則 第四十一条「就業制限についての資格」 ・ 労働安全衛生規則 別表第三 「車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習」 ・ 労働安全衛生法施行令 第二十条「就業制限に係る業務」 十二項 ・ 労働安全衛生法施行令 別表第七 三項「基礎工事用機械」 ・ 労働安全衛生法 第七十七条「登録教習機関」 ・ 労働安全衛生法 別表第二十の十九 「車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習」 ・ 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習規程
小型移動式クレーン運転技能講習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法 第六十一条「就業制限」 ・ 労働安全衛生規則 第四十一条「就業制限についての資格」 ・ 労働安全衛生規則 別表第三 ・ 労働安全衛生法施行令 第二十条「就業制限に係る業務」 七項 ・ 労働安全衛生法 第七十七条「登録教習機関」 ・ 労働安全衛生法 別表第二十の十五 「小型移動式クレーン運転技能講習」
車両系建設機械(基礎工事用)の操作に係る特別教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法 第五十九条「安全衛生教育」 3項「特別教育」 ・ 労働安全衛生規則 第三十六条「特別教育を必要とする業務」 九の二、九の三 ・ 安衛施行令 別表第七第三号「基礎工事用機械」 <p>※ 特別教育の対象となる基礎工事用機械の操作とは『不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転』と『不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作(車体上の運転席における操作を除く)』であり、定置式ケーシング回転掘削機の操作・油圧式くい圧入機本体の操作(下記三項目参照)等が対象となる</p>
硬質地盤油圧式くい圧入機の操作	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年7月16日付け厚生労働基準局発0716第1号 「労働安全衛生規則第三十六条第九号の三に掲げる業務に係る特別教育」
硬質地盤油圧式くい圧入機と併用される移動式クレーンの操作 … 機体重量(作業装置の重量は含まない)が3t 以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年7月16日付け厚生労働基準局発0716第1号 「労働安全衛生規則別表第三「令第二十条十二号の業務のうち令別表第七第三号に掲げる建設機械の運転の業務」につくことができる者」…車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
硬質地盤油圧式くい圧入機と併用される移動式クレーンの操作 … 機体重量(作業装置の重量は含まない)が3t 未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年7月16日付け厚生労働基準局発0716第1号 「上段に掲げるもの又は労働安全衛生規則第三十六条第九号に掲げる業務に係る特別教育」

基礎工事中用機械検査制度関係法令

【車両系建設機械の自主点検関係法令】

特定自主検査(一年以内ごとに一回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法 第四十五条「定期自主検査」 ・ 労働安全衛生規則 第百六十七条「定期自主検査」 ・ 労働安全衛生規則 第百六十九条の二「特定自主検査」
検査標章の貼付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生規則 第百六十九条の七
定期自主検査(月例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生規則 第百六十八条
定期自主検査の記録(三年間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生規則 第百六十九条
作業開始前点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生規則 第七十条
補修等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生規則 第七十一条

【移動式クレーンの定期自主検査等】

性能検査 性能検査の結果により二年未満又は二年を超え三年以内の期限を定めて検査証の有効期間を更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法 第四十一条二「検査証の有効期間等」 ・ クレーン等安全規則 第八十一条～八十四条
定期自主検査(一年以内ごとに一回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法 第四十五条「定期自主検査」 ・ クレーン等安全規則 第七十六条
定期自主検査(月例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレーン等安全規則 第七十七条
作業開始前点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレーン等安全規則 第七十八条
自主検査の記録(三年間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレーン等安全規則 第七十九条
補修	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレーン等安全規則 第八十条